

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和3年度第3四半期・特名随意契約）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	令和3年度淀川区若年層向け防災啓発動画制作業務委託	その他	株式会社ディレクターズ・ユニブ	1,078,000	令和3年12月3日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙のとおり	—

随意契約理由書

1. 案件名称

令和3年度淀川区若年層向け防災啓発動画制作業務委託

2. 契約の相手方

株式会社ディレクターズ・ユニブ

代表取締役 板倉 一成

3. 随意契約理由

大地震や風水害に対する防災意識や備えについての向上を目的として、若年層を中心に多くの区民が興味を持って視聴ができ、さらにはSNSで拡散したいと思えるような動画を制作することとしており、本業務をより効果的に実施するためには、動画制作技術、構成、演出が必要とされるものである。

したがって、動画制作に精通し、最も適切な業務手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成し業務を委託する事業者の選定をするため公募型プロポーザル方式を採用した。

そして、選定委員による企画提案内容等を審査した結果、最も高い評価点を得た上記事業者と随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9743）